

欧州ストレステストの実施状況

原子力グループ 西田直樹

2012年4月26日、欧州委員会（EC）と欧州原子力安全規制部会（ENSREG）は欧州ストレステストに関する共同声明を発表した。共同声明では、欧州で実施された原子力発電所を対象としたストレステストの報告書が採択されたこと、これからの数ヶ月間でフォローアップの準備をする合意がなされたこと等が表明された¹。

欧州ストレステストは、福島第一原子力発電所事故を踏まえて実施されたものである。その実施にあたっては、まず仕様草案が西欧原子力規制者会議（WENRA）で検討され、福島事故の2ヵ月後、5月24日にはENSREGとECがストレステスト実施範囲と方法について合意、翌25日にENSREGが詳細仕様を採択、それに基づいてストレステストが実施されるという経緯をたどった。このENSREGが採択した詳細仕様によれば、2012年4月末までにピアレビューを完了させることが明記されており、予定通り作業は完了したということになる。

さて、このストレステスト報告書では、今後さらに改善が必要な項目として、以下の4つの分野が挙げられている。

- ① 自然災害への耐性の評価における欧州ガイダンスの策定
- ② 少なくとも10年に1回の定期的な自然災害対策の評価
- ③ 放射性物質放出防止機能を確保するため、認知済みの対策を迅速に実行に移すこと
- ④ 自然災害に起因する事故の防止と影響緩和対策の強化

これらの問題を改善する活動は、一国で対応するだけでなく、欧州大で協調して取り組むことが重要となる。そのためか、EUのエネルギー担当委員であるエッティンガー委員は、2009年に策定された現在の原子力安全指令²による枠組みを改定し、改定版には、より詳細な技術基準を含めるべきであると考えているようである。同氏は、欧州原子力フォーラム（ENEF）において、「可能な限り最高の技術基準」を規定する安全指令改定版の中に、①事象や事故の際の透明性、②「いかなる監視も管理も」受けない規制機関の全面的な独立性、等に関する統一した要件を含める必要があることを述べた上で、この安全基準を「輸出」したいとの考えも示したという³。エッティンガー委員の発言は、今回のストレステストを契機に、拘束力を持った基準を制定することで、欧州全体の規制レベルの統一を目指すとの意向の表明であるといえよう。

ところで、欧州で原子力安全規制を統一しようとする動きは今回が初めての話ではなく、前述の2009年の欧州原子力安全指令制定時にも議論されていた。しかし、この時は、IAEAの安全原則を加盟国に拘束力を持って適用するという、最低限度とも言える条項ですら、指令の検討途中で削除されてしまった⁴。「原則」適用についての現実の難しさを踏まえ、今回目指す統一した安全「基準」の制定についても、合意に至るまでにいくつかの問題が考えられる。

まず、参照する規制レベルが合意できるかという問題がある。IAEAの安全「原則」に拘束力をもたせることですら失敗したように、各国では、自国の安全規制が欧州レベルで規制されることに対する抵抗が大きい。これは、例えば、ポーランドで建設される原子力発電所の安全性に対してドイツが懸念を表明したように、国によって参照する規制レベルが異なることが背景にあると考えられる。原子力を推進する国にしてみれば「原子力を持たない国が原子力を持たせないために過度に厳しい基準を要求している」となるし、原子力に反対する国にしてみれば「不完全な安全規制の下で原子炉を運転している」となる訳だ。そのため、どのようなレベルの基準を設定しても、両者からの合意を同時に得ることは至難の業、ということになる。原子力を選択するか否かを含めた、エ

¹ EU nuclear Stress tests: Technical report and additional plant visits agreed, 2012/4/26

² COUNCIL DIRECTIVE 2009/71/EURATOM of 25 June 2009 establishing a Community framework for the nuclear safety of nuclear installations, 2009/6/25

³ Nucleonics Week, 2012/5/17

⁴ 原子力と安全性—EU 枠組み指令：その背景と意味、国立国会図書館調査及び立法考査局、外国の立法 242（2009.12）

エネルギー政策自体は各国の判断にゆだねられており、原子力エネルギーに対する各国の立場へ積極的に活用・拡大するのか、過渡技術として縮小するのかへがばらばらである事も、事態をより複雑にしている。

また、エッティンガー委員の言う安全基準の「輸出」という観点は、特に新規原子力導入国への売り込みを進める国や企業にとって大きな問題になる可能性がある。厳しい欧州基準が輸出先にも完全に適用されていなければならない、という条件が課せられると、この基準が適用されない欧州域外の他国との受注競争において不利になりうる。欧州の基準として重視される、「規制機関の独立性」といった、ともすれば相手国の内政にも関係する事項を要求する事は、困難であることは明らかであり、関係者からの大きな抵抗が予想される。

一方、この安全規制に関する問題は、欧州域内だけの話ではない。

アジアでは、急増するエネルギー需要と気候変動を始めとする環境問題に対応するため、中国やインドだけでなく、これまで原子力を持たなかった国々が原子力発電の導入を計画している。これらの国々で十分な安全規制等を実施する環境を整え、福島第一原子力発電所で発生したような事故を繰り返さないようにすることが必要である。そのためには、欧州原子力安全指令の改定版が目指すような域内統一の技術基準を設け、各国で適用することによりアジア全域の安全規制レベルを高めることが有効であろう。一方、これらの国々に統一規制を適用しようとするれば、当然、欧州指令改定における問題と同じ問題がスケールアップして発生することになる。従って、今回の欧州指令改定に向けた動きは、アジアの多様な国々に統一した安全基準を適用する上で参考となるであろう。

日本は、事故当事者として、世界中の国々で安全に原子力を活用するため、このような安全向上のための活動を行う責務があると考えます。欧州の活動状況を踏まえた、今後の日本の活動に期待したい。

お問合せ : report@tky. ieej. or. jp